

平成24年8月13日

公益社団法人
日本リハビリテーション医学会 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課手当係

特別児童扶養手当の障害程度認定基準及び認定診断書の
様式改正の周知依頼について

平素より障害福祉行政の推進に御理解、御協力いただき厚く御礼申し上げます。
さて、特別児童扶養手当に係る障害の程度の認定につきましては、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」(昭和50年9月5日児発第576号厚生省児童家庭局長通知)により行われているところですが、今般、「肢体の障害」について障害程度認定基準及び認定診断書(肢体不自由用)の様式を改正することといたしました。

そのため、当該改正内容についての資料を別添のとおり送付させていただきますので、認定診断書を作成していただく貴会会員の皆様に対しまして、ホームページや広報誌への掲載等により広く周知していただきますよう、お願い申し上げます。

障発0809第3号
平成24年8月9日

各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における
障害の認定要領の一部改正について

標記については、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」（昭和50年9月5日児発第576号厚生省児童家庭局長通知）により実施されているところですが、今般、近年の医学的知見を踏まえ、第6節肢体の障害について別添1から別添2までのとおり改正し、平成24年9月1日から適用することとしましたので、管内市区町村及び関係機関に対しましても周知をお願いするとともに、その運用について遺憾のないようお取り計らい願います。

なお、本通知の施行に当たり、改正後の診断書の準備をしていただく間については、従前様式の診断書の使用も可能としますので、ご留意願います。

(別添 1)

◎特別児童扶養手当 障害程度認定基準（第6節／肢体の障害）

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行																									
<p>別添 1 特別児童扶養手当 障害程度認定基準 第6節 肢体の障害 肢体の障害による障害の程度は、上肢の障害、下肢の障害、体幹の障害及び肢体の機能の障害に区分し、次により認定する。</p> <p>第1 上肢の障害 1 認定基準 上肢の障害については、次のとおりである。</p> <table border="1"><thead><tr><th>障害の程度</th><th>障 害 の 状 態</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">1 級</td><td>両上肢の機能に著しい障害を有するもの</td></tr><tr><td>両上肢のすべての指を欠くもの</td></tr><tr><td>両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの</td></tr><tr><td rowspan="5">2 級</td><td>両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの</td></tr><tr><td>両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの</td></tr><tr><td>一上肢の機能に著しい障害を有するもの</td></tr><tr><td>一上肢のすべての指を欠くもの</td></tr><tr><td>一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの</td></tr><tr><td>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とするもの</td></tr></tbody></table>	障害の程度	障 害 の 状 態	1 級	両上肢の機能に著しい障害を有するもの	両上肢のすべての指を欠くもの	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	2 級	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの	一上肢の機能に著しい障害を有するもの	一上肢のすべての指を欠くもの	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とするもの	<p>別添 1 特別児童扶養手当 障害程度認定基準 第6節 肢体の障害 肢体の障害による障害の程度は、上肢の障害、下肢の障害、<u>体幹・脊柱</u>の障害及び肢体の機能の障害に区分し、次により認定する。</p> <p>第1 上肢の障害 1 認定基準 上肢の障害については、次のとおりである。</p> <table border="1"><thead><tr><th>障害の程度</th><th>障 害 の 状 態</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">1 級</td><td>両上肢の機能に著しい障害を有するもの</td></tr><tr><td>両上肢のすべての指を欠くもの</td></tr><tr><td>両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの</td></tr><tr><td rowspan="5">2 級</td><td>両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの</td></tr><tr><td>両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの</td></tr><tr><td>一上肢の機能に著しい障害を有するもの</td></tr><tr><td>一上肢のすべての指を欠くもの</td></tr><tr><td>一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの</td></tr></tbody></table>	障害の程度	障 害 の 状 態	1 級	両上肢の機能に著しい障害を有するもの	両上肢のすべての指を欠くもの	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	2 級	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの	一上肢の機能に著しい障害を有するもの	一上肢のすべての指を欠くもの	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
障害の程度	障 害 の 状 態																									
1 級	両上肢の機能に著しい障害を有するもの																									
	両上肢のすべての指を欠くもの																									
	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																									
2 級	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの																									
	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの																									
	一上肢の機能に著しい障害を有するもの																									
	一上肢のすべての指を欠くもの																									
	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																									
身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とするもの																										
障害の程度	障 害 の 状 態																									
1 級	両上肢の機能に著しい障害を有するもの																									
	両上肢のすべての指を欠くもの																									
	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																									
2 級	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの																									
	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの																									
	一上肢の機能に著しい障害を有するもの																									
	一上肢のすべての指を欠くもの																									
	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																									

改 正 後	現 行
<p>2 認定要領</p> <p>上肢の障害は、機能障害、欠損障害に区分する。</p> <p>(1) 機能障害</p> <p>ア 「両上肢の機能に著しい障害を有するもの」すなわち「両上肢の用を全く廃したもの」とは、両上肢の3大関節中それぞれ2関節以上の関節が全く用を廃したもの、すなわち、次のいずれかに該当する程度のものをいう。</p> <p>(ア) 不良肢位で強直しているもの</p> <p>(イ) 関節の他動可動域が、別紙「肢体の障害関係の測定方法」による参考可動域の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減しているもの</p> <p>(ウ) 筋力が著減又は消失しているもの</p> <p>なお、認定に当たっては、一上肢のみに障害がある場合に比して日常生活における動作に制約が加わることから、その動作を考慮して総合的に認定する。</p> <p>イ 「一上肢の機能に著しい障害を有するもの」すなわち「一上肢の用を全く廃したもの」とは、一上肢の3大関節中いずれか2関節以上の関節が全く用を廃したもの、すなわち、次のいずれかに該当する程度のものをいう。</p> <p>(ア) 不良肢位で強直しているもの</p> <p>(イ) 関節の他動可動域が、健側の他動可動域の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減しているもの</p> <p>(ウ) 筋力が著減又は消失しているもの</p> <p>→ (削除、キ参照)</p>	<p>2 認定要領</p> <p>上肢の障害は、機能障害、欠損障害及び変形障害に区分する。</p> <p>(1) 機能障害</p> <p>ア 「一上肢の機能に著しい障害を有するもの」すなわち「一上肢の用を全く廃したもの」とは、一上肢の3大関節中いずれか2関節以上の関節が全く用を廃したもの、すなわち、次のいずれかに該当する程度のものをいう。</p> <p>(ア) 不良肢位で強直しているもの</p> <p>(イ) 関節の最大他動可動域が、健側の他動可動域の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減以下のもの</p> <p>(ウ) 筋力が著減又は消失しているもの</p> <p>イ 両上肢の用を全く廃した場合には、上肢装具等の補助具を使用しない状態で、日常生活動作において次のような動作を行うことが全くできないものである。</p> <p>(ア) さじで食事をする</p> <p>(イ) 頬を洗う（顎に手のひらをつける）</p> <p>(ウ) 用便の処置をする（ズボンの前のところに手をやる）</p> <p>(エ) 用便の処置をする（尻のところに手をやる）</p> <p>(オ) 上衣の着脱（かぶりシャツを着て脱ぐ）</p> <p>(カ) 上衣の着脱（ワイシャツを着てボタンをとめる）</p>

改 正 後	現 行
<p>ウ 「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とは、両上肢の機能に相当程度の障害を残すもの（例えば、両上肢の3大関節中それぞれ1関節の他動可動域が、別紙「肢体の障害関係の測定方法」による参考可動域の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減しているもの）をいう。</p>	
<p>なお、認定に当たっては、一上肢のみに障害がある場合に比して日常生活における動作に制約が加わることから、その動作を考慮して総合的に認定する。</p>	
<p>エ 「上肢の指の機能に著しい障害を有するもの」すなわち「上肢の指の用を全く廃したもの」とは、指の著しい変形、麻痺による高度の脱力、関節の不良肢位強直、瘢痕による指の埋没又は不良肢位拘縮等により、指があつてもそれがないのとほとんど同程度の機能障害があるものをいう。</p>	<p>イ 「上肢の指の機能に著しい障害を有するもの」すなわち「上肢の指の用を全く廃したもの」とは、指の著しい変形、麻痺による高度の脱力、関節の不良肢位強直、瘢痕による指の埋没又は不良肢位拘縮等により、指があつてもそれがないのとほとんど同程度の機能障害があるものをいう。</p>
<p>オ 「両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの」すなわち「両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の用を全く廃したもの」とは、両上肢のおや指の用を全く廃した程度の障害があり、それに加えて、両上肢のひとさし指又は中指の用を全く廃した程度の障害があり、そのため両手とも指間に物をはさむことはできても、一指を他指に対立させて物をつまむことができない程度の障害をいう。</p>	<p>エ 「両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの」すなわち「両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の用を全く廃したもの」とは、両上肢のおや指の用を全く廃した程度の障害があり、それに加えて、両上肢のひとさし指又は中指の用を全く廃した程度の障害があり、そのため両手とも指間に物をはさむことはできても、一指を他指に対立させて物をつまむことができない程度の障害をいう。</p>
<p>カ 「指の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p>	<p>オ 「指の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p>
<p>(ア) 指の末節骨の長さの2分の1以上を欠くもの (イ) 中手指関節(M P)又は近位指節間関節(P I P)(おや指にあっては、指節間関節(I P))に著しい運動障害(他動可動域が健側の他動可動域の2分の1以下に制限されたもの)を残すもの</p>	<p>(ア) 指の末節骨の長さの2分の1以上を欠くもの (イ) 中手指関節(M P)又は近位指節間関節(P I P)(おや指にあっては、指節間関節(I P))に著しい運動障害(自動可動域が健側の自動可動域の2分の1以下に制限されたもの)を残すもの</p>

改 正 後	現 行												
<p>キ 日常生活における動作は、おおむね次のとおりである。</p> <p>(7) さじで食事をする</p> <p>(イ) 顔を洗う（顔に手のひらをつける）</p> <p>(ウ) 用便の処置をする（ズボンの前のところに手をやる）</p> <p>(エ) 用便の処置をする（尻のところに手をやる）</p> <p>(オ) 上衣の着脱（かぶりシャツを着て脱ぐ）</p> <p>(カ) 上衣の着脱（ワイシャツを着てボタンをとめる）</p> <p>(2) 欠損障害</p> <p>ア 「上肢の指を欠くもの」とは、基節骨の基部から欠き、その有効長が0のものをいう。</p> <p>「両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの」とは、必ず両上肢のおや指を基部から欠き、それに加えて、両上肢のひとさし指又は中指を基部から欠くものである。</p> <p>イ 「指を失ったもの」とは、おや指については、指節間関節（I P）、その他の指については近位指節間関節（P I P）以上で欠くものをいう。</p> <p>(3) 関節可動域の測定方法、関節の運動及び関節可動域等の評価</p> <p>測定方法については、別紙「肢体の障害関係の測定方法」による。</p> <p>ア 関節の運動に関する評価については、各関節の主要な運動を重視し、他の運動については、参考とする。</p> <p>なお、各関節の主要な運動は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 位</th><th>主要な運動</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>肩 関 節</td><td>屈曲・外転</td></tr> <tr> <td>肘 関 節</td><td>屈曲・伸展</td></tr> <tr> <td>手 関 節</td><td>背屈・掌屈</td></tr> <tr> <td>前 腕</td><td>回内・回外</td></tr> <tr> <td>手 指</td><td>屈曲・伸展</td></tr> </tbody> </table>	部 位	主要な運動	肩 関 節	屈曲・外転	肘 関 節	屈曲・伸展	手 関 節	背屈・掌屈	前 腕	回内・回外	手 指	屈曲・伸展	<p>(2) 欠損障害</p> <p>ア 「上肢の指を欠くもの」とは、基節骨の基部から欠き、その有効長が0のものをいう。</p> <p>「両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの」とは、必ず両上肢のおや指を基部から欠き、それに加えて、両上肢のひとさし指又は中指を基部から欠くものである。</p> <p>イ 「指を失ったもの」とは、おや指については、指節間関節（I P）、その他の指については近位指節間関節（P I P）以上で欠くものをいう。</p> <p>(3) 関節可動域の評価については、各関節の最も主要な運動を重視し、他の運動については、参考とする。</p>
部 位	主要な運動												
肩 関 節	屈曲・外転												
肘 関 節	屈曲・伸展												
手 関 節	背屈・掌屈												
前 腕	回内・回外												
手 指	屈曲・伸展												

改 正 後	現 行																			
<p>Ⅰ 関節可動域の評価は、原則として、健側の関節可動域と比較して患側の障害の程度を評価する。</p> <p>ただし、両側に障害を有する場合にあっては、別紙「肢体の障害関係の測定方法」による参考可動域を参考とする。</p> <p>Ⅱ 各関節の評価に当たっては、単に関節可動域のみでなく、次の諸点を考慮した上で評価する。</p> <p>(7) 筋力 (イ) 巧緻性 (ア) 速さ (エ) 耐久性</p> <p><u>なお、他動可動域による評価が適切ではないもの（例えば、末梢神経損傷を原因として関節を可動させる筋が弛緩性の麻痺となっているもの）については、上記諸点を考慮し、日常生活における動作の状態から上肢の障害を総合的に認定する。</u></p> <p>(4) 人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものについて、両上肢の3大関節のうち、4関節以上に人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものは、原則として2級と認定する。</p>	<p>(4) 関節可動域の評価は、原則として、健側の関節可動域と比較して患側の障害の程度を評価する。</p> <p>ただし、両側に障害を有する場合にあっては、別紙「肢体の障害関係の測定方法」による参考可動域を参考とする。</p> <p>(5) 関節可動域の評価に当たっては、単に関節運動域のみではなく、次の諸点を考慮した上で評価する。</p> <p>Ⅰ 筋力 Ⅱ 巧緻性 Ⅲ 速度 Ⅳ 耐久性</p> <p>(6) 人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものについて、両上肢の3大関節のうち、4関節以上に人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものは、原則として2級と認定する。</p>																			
<p>第2 下肢の障害</p> <p>1 認定基準</p> <p>下肢の障害については、次のとおりである。</p>	<p>第2 下肢の障害</p> <p>1 認定基準</p> <p>下肢の障害については、次のとおりである。</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>障害の程度</th><th>障 害 の 程 度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 級</td><td>両下肢の機能に著しい障害を有するもの</td></tr> <tr> <td>両下肢を足関節以上で欠くもの</td></tr> <tr> <td rowspan="4">2 級</td><td>両下肢のすべての指を欠くもの</td></tr> <tr> <td>一下肢の機能に著しい障害を有するもの</td></tr> <tr> <td>一下肢を足関節以上で欠くもの</td></tr> <tr> <td><u>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</u></td></tr> </tbody> </table>	障害の程度	障 害 の 程 度	1 級	両下肢の機能に著しい障害を有するもの	両下肢を足関節以上で欠くもの	2 級	両下肢のすべての指を欠くもの	一下肢の機能に著しい障害を有するもの	一下肢を足関節以上で欠くもの	<u>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>障害の程度</th><th>障 害 の 状 態</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 級</td><td>両下肢の機能に著しい障害を有するもの</td></tr> <tr> <td>両下肢を足関節以上で欠くもの</td></tr> <tr> <td rowspan="3">2 級</td><td>両下肢のすべての指を欠くもの</td></tr> <tr> <td>一下肢の機能に著しい障害を有するもの</td></tr> <tr> <td>一下肢を足関節以上で欠くもの</td></tr> </tbody> </table>	障害の程度	障 害 の 状 態	1 級	両下肢の機能に著しい障害を有するもの	両下肢を足関節以上で欠くもの	2 級	両下肢のすべての指を欠くもの	一下肢の機能に著しい障害を有するもの	一下肢を足関節以上で欠くもの
障害の程度	障 害 の 程 度																			
1 級	両下肢の機能に著しい障害を有するもの																			
	両下肢を足関節以上で欠くもの																			
2 級	両下肢のすべての指を欠くもの																			
	一下肢の機能に著しい障害を有するもの																			
	一下肢を足関節以上で欠くもの																			
	<u>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</u>																			
障害の程度	障 害 の 状 態																			
1 級	両下肢の機能に著しい障害を有するもの																			
	両下肢を足関節以上で欠くもの																			
2 級	両下肢のすべての指を欠くもの																			
	一下肢の機能に著しい障害を有するもの																			
	一下肢を足関節以上で欠くもの																			

改 正 後	現 行
<p>2 認定要領</p> <p>下肢の障害は、機能障害、欠損障害に区分する</p> <p>(1) 機能障害</p> <p>ア 「両下肢の機能に著しい障害を有するもの」すなわち「両下肢の用を全く廃したもの」とは、両下肢の3大関節中それぞれ2関節以上の関節が全く用を廃したもの、すなわち、次のいずれかに該当する程度のものをいう。</p> <p>(イ) 不良肢位で強直しているもの</p> <p>(ウ) 関節の他動可動域が、別紙「肢体の障害関係の測定方法」による参考可動域の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減しているもの</p> <p>(エ) 筋力が著減又は消失しているもの</p> <p>ただし、両下肢それぞれの膝関節のみが100度屈曲位の強直である場合のように、両下肢の3大関節中単に1関節の用を全く廃するにすぎない場合であっても、その両下肢を歩行時に使用することができない場合には、「両下肢の用を全く廃したもの」と認定する。</p> <p>なお、認定に当たっては、一下肢のみに障害がある場合に比して日常生活における動作に制約が加わることから、その動作を考慮して総合的に認定する。</p> <p>イ 「一下肢の機能に著しい障害を有するもの」すなわち「一下肢の用を全く廃したもの」とは、一下肢の3大関節中いずれか2関節以上の関節が全く用を廃したもの、すなわち、次のいずれかに該当する程度のものをいう。</p> <p>(イ) 不良肢位で強直しているもの</p> <p>(ウ) 関節の可動域が、健側の他動可動域の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減しているもの</p> <p>(エ) 筋力が著減又は消失しているもの</p> <p>ただし、膝関節のみが100度屈曲位の強直である場合のように、単に1関節の用を全く廃するにすぎない場合であっても、その下肢を歩行時に使用することができない場合には、「一下肢の用を全く廃したもの」と認定する。</p>	<p>2 認定要領</p> <p>下肢の障害は、機能障害、欠損障害に区分する</p> <p>(1) 機能障害</p> <p>ア 「一下肢の機能に著しい障害を有するもの」すなわち「一下肢の用を全く廃したもの」とは、一下肢の3大関節中いずれか2関節以上の関節が全く用を廃したもの、すなわち、次のいずれかに該当する程度のものをいう。</p> <p>(イ) 不良肢位で強直しているもの</p> <p>(ウ) 関節の最大可動域が、健側の他動可動域の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減以下のもの</p> <p>(エ) 筋力が著減又は消失しているもの</p> <p>ただし、膝関節のみが100度屈曲位の強直である場合のように単に1関節の用を全く廃するにすぎない場合であっても、その下肢を歩行時に使用することができない場合及び一側下肢長が健側下肢長の4分の1以上短縮している場合には、「一下肢の用を全く廃したもの」と認定する。</p>

改 正 後	現 行
<p>→ <u>(削除、才参照)</u></p> <p>ウ 「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とは、両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの（例えば、両下肢の3大関節中それぞれ1関節の他動可動域が、別紙「肢体の障害関係の測定方法」による参考可動域の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減しているもの）をいう。</p> <p>なお、認定に当たっては、一下肢のみに障害がある場合に比して日常生活における動作に制約が加わることから、その動作を考慮して総合的に認定する。</p> <p>エ 「関節の用を廃したもの」とは、関節の他動可動域が健側の自動可動域の2分の1以下に制限されたもの又はこれと同程度の障害を残すもの（例えば、常時（起床より就寝まで）固定装具を必要とする程度の動搖関節）をいう。</p> <p>オ 日常生活における動作は、おおむね次のとおりである。</p> <p>(ア) 片足で立つ (イ) 歩く（屋内） (ウ) 歩く（屋外） (エ) 立ち上がる (オ) 階段を上る (カ) 階段を下りる</p> <p>(2) 欠損障害</p> <p>ア 「足関節以上で欠くもの」とは、ショパール関節以上で欠くものをいう。</p> <p>イ 「趾を欠くもの」とは、中足趾節関節（M P）から欠くものをいう。</p>	<p>イ 両下肢の用を全く廃した場合には、杖、松葉杖、下肢装具等の補助具を使用しない状態で、日常生活動作において次のような動作を行うことが全くできないものである。</p> <p>(ア) 立ち上がる (イ) 歩く (ウ) 片足で立つ (エ) 階段を登る (オ) 階段を下りる</p> <p>エ 「関節の用を廃したもの」とは、関節の自動可動域が健側の自動可動域の2分の1以下に制限されたもの又はこれと同程度の障害を残すもの（例えば、常時固定装具を必要とする程度の動搖関節）をいう。</p> <p>(2) 欠損障害</p> <p>ア 「一下肢を足関節以上で欠くもの」とは、ショパール関節以上で欠くものをいう。</p> <p>イ 「趾を欠くもの」とは、中足趾節関節（M P）から欠くものをいう。</p>

改 正 後	現 行										
<p>(3) 関節可動域の測定方法、関節の運動及び関節可動域等の評価 <u>測定方法については、別紙「肢体の障害関係の測定方法」による。</u></p> <p>ア 関節の運動に関する評価については、各関節の主要な運動を重視し、他の運動については参考とする。 <u>なお、各関節の主要な運動は次のとおりである。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 位</th><th>主要な運動</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>股 関 節</td><td>屈曲・伸展</td></tr> <tr> <td>膝 関 節</td><td>屈曲・伸展</td></tr> <tr> <td>足 関 節</td><td>背屈・底屈</td></tr> <tr> <td>足 指</td><td>屈曲・伸展</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 関節可動域の評価は、原則として、健側の関節可動域と比較して患側の障害の程度を評価する。 <u>ただし、両側に障害を有する場合にあっては、別紙「肢体の障害関係の測定方法」による参考可動域を参考とする。</u></p> <p>ウ 各関節の評価に当たっては、単に関節可動域のみでなく、次の諸点を考慮した上で評価する。 (ア) 筋力 (イ) 巧緻性 (ウ) 速さ (エ) 耐久性 <u>なお、他動可動域による評価が適切ではないもの（例えば、末梢神経損傷を原因として関節を可動させる筋が弛緩性の麻痺となっているもの）については、上記諸点を考慮し、日常生活における動作の状態から下肢の障害を総合的に認定する。</u></p> <p>(4) 人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものについて、両下肢の3大関節のうち、4関節以上に人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものは、原則として2級と認定する。</p>	部 位	主要な運動	股 関 節	屈曲・伸展	膝 関 節	屈曲・伸展	足 関 節	背屈・底屈	足 指	屈曲・伸展	<p>(3) 関節可動域の評価については、各関節の最も主要な運動を重視し、他の運動について参考とする。</p> <p>(4) 関節可動域の評価は、原則として、健側の関節可動域と比較して患側の障害の程度を評価する。</p> <p>(5) 関節可動域の評価に当たっては、単に関節可動域のみではなく、次の諸点を考慮した上で評価する。 ア 筋力 イ 巧緻性 ウ 速度 エ 耐久性</p> <p>(6) 人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものについて、両下肢の3大関節のうち、4関節以上に人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものは、原則として2級と認定する。</p>
部 位	主要な運動										
股 関 節	屈曲・伸展										
膝 関 節	屈曲・伸展										
足 関 節	背屈・底屈										
足 指	屈曲・伸展										

改 正 後		現 行	
第3 体幹の障害		第3 体幹の障害	
1 認定基準		1 認定基準	
体幹の障害については、次のとおりである。		体幹の障害については、次のとおりである。	
障害の程度	障 害 の 状 態	障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	<p>体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの</p> <p>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</p>	1 級	<p>体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの</p> <p>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</p>
2 級	<p>体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの</p> <p>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</p>	2 級	<p>体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの</p> <p>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</p>
2 認定要領		2 認定要領	
(i) 体幹の障害		(1) 体幹の障害	
体幹の機能障害は、高度体幹麻痺を後遺した脊髄性小児麻痺、脳性麻痺等によって生じるものである。		体幹の機能障害は、高度体幹麻痺を後遺した脊髄性小児麻痺、脳性麻痺等によって生ずるものである。	
ア 「体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの」とは、腰掛、正座、あぐら、横すわりのいずれもができないものをいい、「体幹の機能に立ち上がることができない程度の障害を有するもの」とは、臥位又は坐位から自力のみで立ち上がり難い、他人、柱、杖、その他の器物の介護又は補助によりはじめて立ち上ることがができる程度の障害をいう。		ア 「体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの」とは、腰掛、正座、あぐら、横すわりのいずれもができないものをいい、「体幹の機能に立ち上がることができない程度の障害を有するもの」とは、臥位又は坐位から自力のみで立ち上がり難い、他人、柱、杖、その他の器物の介護又は補助によりはじめて立ち上ることがができる程度の障害をいう。	
イ 「体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの」とは、室内においては、杖、松葉杖、その他の補助用具を必要とせず、起立移動が可能であるが、野外ではこれらの補助用具の助けをかりる必要がある程度の障害をいう。		イ 「体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの」とは、室内においては、杖、松葉杖、その他の補助用具を必要とせず、起立移動が可能であるが、野外ではこれらの補助用具の助けをかりる必要がある程度の障害をいう。	

改 正 後	現 行												
<p>第4 肢体の機能障害</p> <p>1 認定基準</p> <p>肢体の機能の障害については、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害の程度</th><th>障害の状態</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td><td>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</td></tr> <tr> <td>2級</td><td>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</td></tr> </tbody> </table> <p>2 認定要領</p> <p>(1) 肢体の障害が上肢及び下肢などの広範囲にわたる障害（脳血管障害、脊髄損傷等の脊髄の器質障害、進行性筋ジストロフィー等）の場合には、本節「第1 上肢の障害」、「第2 下肢の障害」及び「第3 体幹の障害」に示したそれぞれの認定基準と認定要領によらず、「第4 肢体の機能の障害」として認定する。</p> <p>(2) 肢体の機能の障害の程度は、<u>関節可動域</u>、<u>筋力</u>、<u>巧緻性</u>、<u>速さ</u>、<u>耐久性</u>を考慮し、日常生活における動作の状態から<u>身体機能</u>を総合的に認定する。</p> <p>なお、他動可動域による評価が適切ではないもの（例えば、末梢神経損傷を原因として関節を可動させる筋が弛緩性の麻痺となっているもの）については、筋力、巧緻性、速さ、耐久性を考慮し、日常生活における動作の状態から身体機能を総合的に認定する。</p>	障害の程度	障害の状態	1級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	2級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの	<p>第4 肢体の機能障害</p> <p>1 認定基準</p> <p>肢体の機能の障害については、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害の程度</th><th>障害の状態</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td><td>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</td></tr> <tr> <td>2級</td><td>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</td></tr> </tbody> </table> <p>2 認定要領</p> <p>(1) 肢体の機能の障害は、原則として、「第1 上肢の障害」、「第2 下肢の障害」及び「第3 体幹の障害」に示した認定要領に基づいて認定を行うが、脳卒中等の脳の器質障害、脊髄損傷などの脊髄の器質障害、多発性関節リウマチ、進行性筋ジストロフィーなどの多発性障害の場合には、関節個々の機能による認定によらず関節可動域、筋力、日常生活動作等の身体機能を総合的に認定する。</p> <p>(2) 肢体の機能の障害の程度は、運動可動域のみでなく、筋力、運動の巧緻性、速度、耐久性及び日常生活動作の状態から総合的に認定を行うが、各等級等に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。</p>	障害の程度	障害の状態	1級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	2級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
障害の程度	障害の状態												
1級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの												
2級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの												
障害の程度	障害の状態												
1級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの												
2級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの												

改 正 後		現 行	
(3) 各等級に相当すると認められるものを一部例示す ると次のとおりである。			
障害の程度	障 害 の 状 態	障害の程度	障 害 の 状 態
1 級	<p>1 一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの</p> <p>2 四肢の機能に相当程度の障害を残すもの</p>	1 級	<p>1 両上肢の用を全く廃したもの</p> <p>2 両下肢の用を全く廃したもの</p> <p>3 一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの</p> <p>4 四肢の機能に相当程度の障害を残すもの</p>
2 級	<p>1 一上肢及び一下肢の機能に相当程度の障害を残すもの</p> <p>2 四肢に機能障害を残すもの</p>	2 級	<p>1 両上肢の機能に相当程度の障害を残すもの</p> <p>2 両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの</p> <p>3 一上肢及び一下肢の機能に相当程度の障害を残すもの</p> <p>4 四肢の機能に障害を残すもの</p>
(注) 肢体の機能の障害が両上肢、一上肢、両下肢、一下肢、体幹の範囲内に限られている場合には、それぞれの認定基準と認定要領によって認定すること。			
なお、肢体の機能の障害が上肢及び下肢の広範囲にわたる場合であって、上肢と下肢の障害の状態が相違する場合には、障害の重い肢で障害の程度を判断し、認定すること。			
(4) 日常生活における動作と身体機能との関連は、厳密に区別することができないが、おおむね次のとおりである。		(3) 日常生活動作と身体機能との関連は、厳密に区別することができないが、おおむね次のとおりである。	
ア 手指の機能		ア 手指の機能	
(ア) つまむ（新聞紙が引き抜けない程度）		(ア) つまむ（新聞紙が引き抜けない程度）	
(イ) 握る（丸めた週刊誌が引き抜けない程度）		(イ) 握る（丸めた週刊誌が引き抜けない程度）	
(ウ) タオルを絞る（水がきれる程度）		(ウ) タオルを絞る（水がきれる程度）	
(エ) ひもを結ぶ		(エ) ひもを結ぶ	
イ 上肢の機能		イ 上肢の機能	
(ア) さじで食事をする		(ア) さじで食事をする	
(イ) 顔を洗う（顔に手のひらをつける）		(イ) 顔を洗う（顔に手のひらをつける）	
(ウ) 用便の処置をする（ズボンの前のところに手をやる）		(ウ) 用便の処置をする（ズボンの前のところに手をやる）	
(エ) 用便の処置をする（尻のところに手をやる）		(エ) 用便の処置をする（尻のところに手をやる）	
(オ) 上衣の着脱（かぶりシャツを着て脱ぐ）		(オ) 上衣の着脱（かぶりシャツを着て脱ぐ）	
(カ) 上衣の着脱（ワイシャツを着てボタンをとめる）		(カ) 上衣の着脱（ワイシャツを着てボタンをとめる）	

改 正 後	現 行
<p>ウ 下肢の機能</p> <p>(イ) <u>片足で立つ</u></p> <p>(ア) <u>歩く（屋内）</u></p> <p>(カ) <u>歩く（屋外）</u></p> <p>(エ) <u>立ち上がる</u></p> <p>(オ) <u>階段を上る</u></p> <p>(カ) <u>階段を下りる</u></p>	<p>ウ 下肢の機能</p> <p>(イ) <u>立ち上がる</u></p> <p>(ア) <u>歩く</u></p> <p>(カ) <u>片足で立つ</u></p> <p>(エ) <u>階段を登る</u></p> <p>(オ) <u>階段を降りる</u></p>
<p><u>なお、手指の機能と上肢の機能とは、切り離して評価することなく、手指の機能は、上肢の機能の一部として取り扱う。</u></p>	
<p>(5) 身体機能の障害の程度と日常生活における動作の障害との関係を参考として示すと、次のとおりである。</p> <p>ア 「用を全く廃したもの」とは、日常生活における動作のすべてが「一人で全くできない場合」又はこれに近い状態をいう。</p> <p>イ 「機能に相当程度の障害を残すもの」とは、日常生活における動作の多くが「一人で全くできない場合」又は日常生活における動作のほとんどが「一人でできるが非常に不自由な場合」をいう。</p> <p>ウ 「機能障害を残すもの」とは、日常生活における動作の一部が「一人で全くできない場合」又はほとんどが「一人でできてもやや不自由な場合」をいう。</p>	<p>(4) 身体機能の障害の程度と日常生活動作の障害との関係を参考として示すと、次のとおりである。</p> <p>ア 「用を全く廃したもの」とは、日常生活動作のすべてが「一人で全くできない場合」又はこれに近い状態をいう。</p> <p>イ 「機能に相当程度の障害を残すもの」とは、日常生活動作の多くが「一人で全くできない場合」又は日常生活動作のほとんどが「一人でできるが非常に不自由な場合」をいう。</p>
<p>→ ((4)のウのなお書きへ移動)</p>	<p>(5) <u>手指の機能と上肢の機能とは、切り離して評価することなく、手指の機能は、上肢の機能の一部として取り扱う。</u></p>

様式第3号

<現行>

(表 面)

特別児童扶養手当認定診断書

(肢体不自由用)

(ふりがな) 氏名					昭和 年月日生(歳)	男・女								
住所所	住所地の郵便番号 ()	都市 区 町村												
① 障害の原因となつた傷病名														
② 傷病の原因 又は誘因	・先天性 ・後天性(疾病・不慮災・その他)			③ 傷病発生日 年月日	昭和 年月日 平成	・診療録で確認 ・本人の申立て								
③のため ④ 初めて医師 の診断を受けた日	昭和 年月日 平成			⑤ 将来再認定 の要 ・本人の申立て	有(年後)・無									
障害の状態(平成 年月日現症)														
⑥ 計測	身長 cm		血圧	最大 mmHg		手(足)関節、手(足)指の切離断の場合は、レントゲンフィルム像を図示してください。								
	体重 kg		最小 mmHg											
⑦ 切離断	部位	手関節	前腕	肘関節	上腕		肩関節	リストラン 関節	ショル ダル 関節	足関節	下腿	膝関節	大腿	股関節
右														
左														
切離断日 平成 年月日 創面治ゆ日 平成 年月日														
⑧ 神経・運動障害	断端の痛み 有・無						すぐ上の関節の異常 有・無		(有の場合は⑪に記入してください)					
⑨ 脊椎の障害	脊椎の可動域							随伴する脊髄・根症状などの臨床症状						
部位	運動の種類	前屈	後屈	右側屈	左側屈	右回旋	左回旋							
頭部	自動的													
胸腰部	自動的													
他動的														
外観		弛緩性・痙攣性・不随意運動性・失調性・強剛性・しんせん性												
起因部位		脳性・脊髄性・末梢神経性・筋性・その他(心因性ものと思われる場合は、その旨記載してください。)												
種類及びその程度		知覚麻痺(脱失・鈍麻・過敏・異常)運動麻痺												
麻痺	反射		上肢		下肢		パビンスキーリー反射		その他の病的反射					
		右												
		左												
その他		排尿障害 有・無		排便障害 有・無		褥創又はその瘢痕 有・無								
⑩ 人工骨頭・ 人工関節の 装着の状態	部位					⑪ 握力	右		左					
		手術日 平成 年月日					kg		kg					
⑫ 手 関 節 の 自 動 可 動 域	部位	母指		示指		中指		環指		小指				
		屈曲	伸展	屈曲	伸展	屈曲	伸展	屈曲	伸展	屈曲	伸展			
	中手(足)指節間関節(MP)	右												
		左												
	近位指節間関節(PIP) (母指では指節間関節)	右												
	左													

本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)

障害の状態(平成 年月日 現症)

⑬ 関節可動域及び運動筋力	部位	運動の種類	右					左													
			関節可動域			関節運動筋力		関節可動域			関節運動筋力										
			強直肢位	自動可動域	他動可動域	正常	やや減	半減	著減	消失	強直肢位	自動可動域	他動可動域	正常	やや減	半減	著減	消失			
肩関節	屈曲																				
	伸展																				
	内転																				
	外転																				
肘関節	屈曲																				
	伸展																				
	手関節	背屈																			
		掌屈																			
股関節	屈曲																				
	伸展																				
	内転																				
	外転																				
膝関節	屈曲																				
	伸展																				
	足関節	背屈																			
		底屈																			
右								左													
⑭ 四肢長及び四肢囲	上肢長		上腕囲	前腕囲	下肢長		大腿囲	下腿囲	上肢長		上腕囲	前腕囲	下肢長		大腿囲	下腿囲					
	cm	cm	cm	cm	cm		cm	cm	cm		cm	cm	cm		cm	cm					
⑮ 日常生活動作の障害程度	補助用具を使用しない状態で判断してください。					一人でもうまくできる場合には.....「○」 一人でできてもやや不自由な場合には.....「○△」 一人ができるが非常に不自由な場合には.....「△×」 一人では全くできない場合には.....「×」															
	日常生活動作					右	左	日常生活動作					右	左							
	さじで食事をする							立ち上がる													
	顔に手のひらをつける							歩く							(屋内)	(屋外)					
	用便の処置をする(ズボンの前のところに手をやる)							両手			片足で立つ										
	用便の処置をする(尻のところに手をやる)							両手			階段をのぼる										
	上衣の着脱(かぶりシャツを着て脱ぐ)										階段をおりる										
	上衣の着脱(ワイヤツを着てボタンをとめる)																				
	つまむ(新聞紙が引き抜けない程度)																				
	握る(丸めた週刊誌が引き抜けない程度)																				
タオルを絞る(水をされる程度)																					
ひもを結ぶ														座る(正座・横すわり・あぐら・脚なげだし)							
ズボンの着脱(どのような姿勢でもよい)														(このような姿勢を持続する)							
靴下を履く(どのような姿勢でもよい)														深くおじぎ(最敬礼)をする							
⑯ 補助用具使用状況	1 上肢補装具	2 下肢補装具(左・右)					ア 常時(起床より就寝まで)使用	左記の使用状況について、くわしく記入してください。													
	3 杖()	4 松葉杖(左・右)					イ ときどき使用														
	5 車椅子	6 歩行車					ウ 使用せず														
	7 その他																				
	(具体的に)																				
	(⑰ その他の精神・身体の障害の状態)																				
⑱ 現症時の日常生活活動能力			(補助用具を使用しない状態で判断してください。)																		
⑲ 予 後																					
⑳ 備 考																					

上記のとおり診断します。

平成 年月日

病院又は診療所の名称

診療担当科名

所 在 地

医師氏名

印

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。障害者の障害の程度及び障害の認定に無関係な欄は記入する必要がありません。

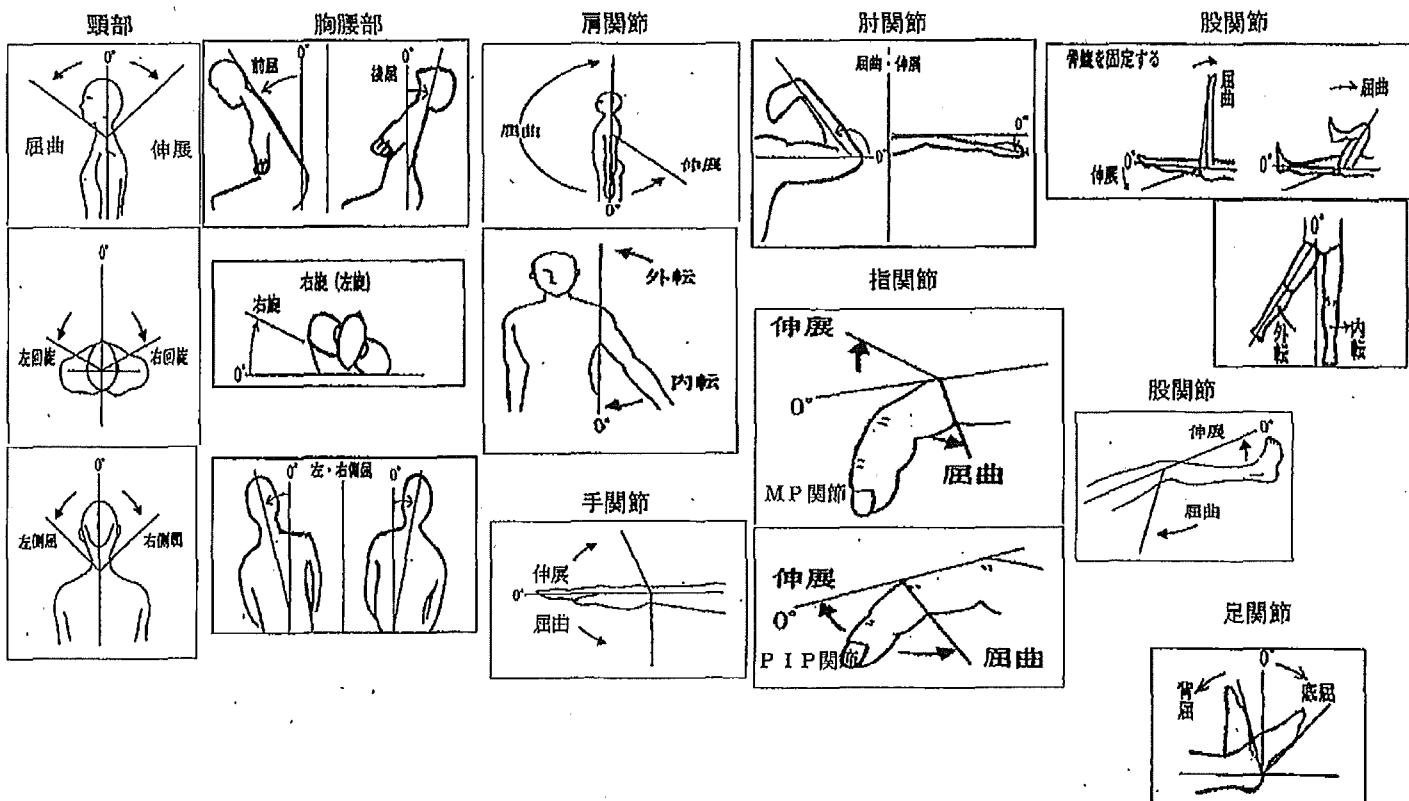
◎字は楷(かい)書ではっきりと書いてください。

注意

- 1 この診断書は、特別児童扶養手当の受給資格を認定するための資料の一つです。
この診断書は障害者の障害の状態を証明するために使用されますが、記入事項に不明な点がありますと認定が遅くなることがありますので、詳しく記入してください。
- 2 ○・×で答えられる欄は、該当するものを○で囲んでください。記入しきれない場合は、別に紙片をはり付けて記入してください。
- 3 ④の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく障害者が障害の原因となった傷病については初めて医師の診断を受けた日を記入してください。前に他の医師が診断している場合は、障害者本人又はその父母等の申立てによって記入してください。
また、それが不明な場合には、その旨を記入してください。
- 4 「障害の状態」の欄は、次によってください。
 - (1) 本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要がありません。(無関係な欄は斜線により抹消してください。)
なお、該当欄に記入しきれない場合は、別に紙片をはり付けてそれに記入してください。
 - (2) ⑧の欄の「脊椎の可動域」、⑫の欄の「手(足)指関節の自動可動域」及び⑬の欄の「関節可動域」の測定は、日本整形外科学会及び日本リハビリテーション医学會で定めた方法によって下さい。
 - (3) ⑯の欄の「関節運動筋力」の程度を表す具体的な「程度」は、次のとおりです。

正常	…検者が手で加える十分な抵抗を排して自動可能な場合
やや減	…検者が手を置いた程度の抵抗を排して自動可能な場合
半減	…検者の加える抵抗には抗じ得ないが、自分の体部分の重さに抗して自動可能な場合
著減	…自分の体部分の重さに抗じ得ないが、それを排するような肢位では自動可能な場合
消失	…いかなる肢位でも関節の自動が不能な場合
 - (4) ⑭の欄の上肢長は、肩峰尖端より橈骨茎上突起尖端まで、下肢長は前上腸骨棘より内果尖端、までの距離を測ってください。
また、上腕囲、前腕囲、下腿囲は最大周囲径を、大腿囲は膝蓋上縁上10センチメートルの周囲径を図ってください。

(関節可動域測定参考図)



特別兒童扶養手当認定診斷書

(肢体不自由用)

(ふりがな) 氏名				生年月日	平成 年 月 日生(歳)	性別	男・女	
住所 所	住所地の郵便番号 (一)	都道 府県			市 区			
① 障害の原因と なった傷病名				② 傷病発生 年月日	平成 年 月 日	・診療録で確認 ・本人の申立て		
				③ ①のため初め て医師の診療 を受けた日	平成 年 月 日	・診療録で確認 ・本人の申立て		
④ 傷病の原因 又は誘因	初診年月日(平成 年 月 日)	⑤既存 障害				⑥既往症		
⑦ 傷病が治った(症状が固定し て治療の効果が期待できない 状態を含む。)かどうか。	傷病が治っている場合			治った日	平成 年 月 日	確定推定		
	傷病が治っていない場合			症状のよくなる見込	有 無 不明			
⑧ 診断書作成医療機関 における初診時所見 初診年月日 (平成 年 月 日)								
⑨ 現在までの治療の 内容、期間、経過、 その他参考となる 事項						診療回数	年間 月平均 回	
⑩ 計測 (平成 年 月 日計測)	身長 身体重	cm kg	血圧	最高 最低	mmHg mmHg			
障害の状態(平成 年 月 日現症)								
⑪ 切断又は 離断・変形 ・麻痺			右	左	右	左		
	切断又は離断日 創面治ゆ日	平成 年 月 日 平成 年 月 日	■ 切断 離断	× 变形	▨ 感覚麻痺	▬▬▬ 運動麻痺		
	切断又は離断の場合の神経・運動障害							
	断端の痛み 有・無 すぐ上の関節の異常 有・無 (有の場合は⑪に記入してください。)							
	外観 弛緩性・痙攣性・不随意運動性・失調性・強剛性・しんせん性							
	起因部位 脳性・脊髄性・末梢神経性・筋性・その他(心因性ものと思われる場合は、その旨記載してください。)							
	種類及びその程度 知覚麻痺(脱失・鈍麻・過敏・異常) 運動麻痺							
	反 射				右	左		
	上肢	下肢	ハピンスキー反射	その他の病的反射	上肢	下肢	ハピンスキー反射	
	その他の排尿障害 有・無 排便障害 有・無 摘創又はその瘢痕 有・無							
⑫ 脊柱の障害	脊柱の可動域				随伴する脊髄・根症状などの臨床症状			
	部位	前屈	後屈	右側屈	左側屈	右迴旋	左迴旋	
	頸部							
	胸腰部							
⑬	人工骨頭・ 人工関節の 装着の状態	手術日	平成 年 月 日	⑭ 握力	右	左		
					kg	kg		
⑮	部位		母指	示指	中指	環指	小指	
	屈曲 伸展		屈曲 伸展	屈曲 伸展	屈曲 伸展	屈曲 伸展	屈曲 伸展	
手 関 節 の 他 可 動 域	中手(足)指節間関節(MP)	右						
	左							
	近位指節間関節(PIP) (母指では指節間関節)	右						
	左							

本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)

障害の状態(平成 年 月 日 現症)

⑯ 関節可動域及び筋力	部位	運動の種類	右						左									
			関節可動域(角度)		筋 力				関節可動域(角度)		筋 力							
	肩関節	屈曲	強直肢位	他動可動域	正 常	やや減	半 減	著 減	消失	強直肢位	他動可動域	正 常	やや減	半 減	著 減	消失		
		伸展																
		内転																
		外転																
	肘関節	屈曲																
		伸展																
		回内																
		回外																
	前腕	背屈																
		掌屈																
		股関節	屈曲															
		伸展																
	膝関節	内転																
		外転																
屈曲																		
伸展																		
足関節	背屈																	
	底屈																	
	⑪ 四肢長及び四肢囲			右						左								
				上肢長	上腕囲	前腕囲	下肢長	大腿囲	下腿囲	上肢長	上腕囲	前腕囲	下肢長	大腿囲	下腿囲			
cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm							
⑯ 補助用具を使用しない状態で判断してください。	一人でもうまくできる場合には.....「○」 一人でできてもやや不自由な場合には.....「○△」 一人ができるが非常に不自由な場合には.....「△×」 一人では全くできない場合には.....「×」																	
	日常生活における動作						右	左	日常生活における動作						右	左		
	つまむ (新聞紙が引き抜けない程度)							片足で立つ										
	握る (丸めた週刊誌が引き抜けない程度)							座る(正座、横すわり、あぐら、脚なげだし)										
	タオルを絞る (水をきれる程度)	両手						(このような姿勢を持続する)										
	ひもを結ぶ	両手						深くおじぎ(最敬礼)をする										
	さじで食事をする							歩く(屋内)										
	顔に手のひらをつける							歩く(屋外)										
	用便の処置をする(ズボンの前のところに手をやる)				立ち上がる			ア 支持なし イ 支持があればでき ウ 支持があればでき エ 支持があって できる るがやや不自由 るが非常に不自由 もできない										
	用便の処置をする(尻のところに手をやる)							ア 支持なし イ 支持があればでき ウ 支持があればでき エ 支持があって できる るがやや不自由 るが非常に不自由 もできない										
	上衣の着脱 (かぶりシャツを着て脱ぐ)	両手			階段を上る			ア 支持なし イ 支持があればでき ウ 支持があればでき エ 支持があって できる るがやや不自由 るが非常に不自由 もできない										
	上衣の着脱(ワシャツを着てボタンをとめる)	両手						ア 支持なし イ 支持があればでき ウ 支持があればでき エ 支持があって できる るがやや不自由 るが非常に不自由 もできない										
	ズボンの着脱 (どのような姿勢でもよい)	両手			階段を下りる			ア 支持なし イ 支持があればでき ウ 支持があればでき エ 支持があって できる るがやや不自由 るが非常に不自由 もできない										
	靴下を履く (どのような姿勢でもよい)	両手						ア 支持なし イ 支持があればでき ウ 支持があればでき エ 支持があって できる るがやや不自由 るが非常に不自由 もできない										
	⑯ 補助用具の使用状況	該当する数字を○で囲み、右のア・イのいずれかの使用状況を選び、□内に記載してください。												左記の使用状況について、詳しく記入してください。				
1 [] 上肢補助器具		2 [] 下肢補助器具(左・右)	3 [] 杖()	4 [] 松葉杖(左・右)	5 [] 車椅子	6 [] 歩行車	7 [] その他の(具体的に)	8 [] 補助用具は使用していない	ア 時常(起床より就寝まで)使用	イ 時時ではないが使用								
㉐ その他の精神・身体の障害の状態																		
㉑ 現症時の日常生活活動能力 (必ず記入してください。)				(補助用具を使用しない状態で判断してください。)														
㉒ 予 後 (必ず記入してください。)																		
㉓ 備 考																		

上記のとおり診断します。

平成 年 月 日

病院又は診療所の名称

診療担当科名

所 在 地

医師氏名

印

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。障害者の障害の程度及び障害の認定に無関係な欄は記入する必要がありません。

◎字は楷(かい)書ではっきりと書いてください。

注意

- 1 この診断書は、特別児童扶養手当の受給資格を認定するための資料の一つです。
この診断書は障害者の障害の状態を証明するために使用されますが、記入事項に不明な点がありますと認定が遅くなることがありますので、詳しく記入してください。
- 2 ○・×で答えられる欄は、該当するものを○で囲んでください。記入しきれない場合は、別に紙片をはり付けて記入してください。
- 3 ⑨の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく障害者が障害の原因となった傷病については初めて医師の診断を受けた日を記入してください。前に他の医師が診断している場合は、障害者本人又はその父母等の申立てによって記入してください。
また、それが不明な場合には、その旨を記入してください。
- 4 ⑩の欄の「診療回数」は、現症日前1年間における診療回数を記入してください。なお、入院日数1日は、診療回数1回として計算してください。
- 5 「障害の状態」の欄は、次によってください。
 - (1) 本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要がありません。(無関係な欄は斜線により抹消してください。)
なお、該当欄に記入しきれない場合は、別に紙片をはり付けてそれに記入してください。
 - (2) ⑪の欄の「脊柱の可動域」、⑫の欄の「手(足)指関節の他動可動域」及び⑬の欄の「関節可動域」の測定は、日本整形外科学会及び日本リハビリテーション医学会で定めた方法によって下さい。
 - (3) ⑭の欄の「筋力」の程度を表す具体的な「程度」は、次のとおりです。

正常	…	検者が手で加える十分な抵抗を排して自動可能な場合
やや減	…	検者が手を置いた程度の抵抗を排して自動可能な場合
半減	…	検者の加える抵抗には抗じ得ないが、自分の体部分の重さに抗して自動可能な場合
著減	…	自分の体部分の重さに抗じ得ないが、それを排するような肢位では自動可能な場合
消失	…	いかなる肢位でも関節の自動が不能な場合
 - (4) ⑮の欄の上肢長は、肩峰尖端より橈骨茎上突起尖端まで、下肢長は前上腸骨棘より内果尖端、までの距離を測ってください。
また、上腕囲、前腕囲、下腿囲は最大周囲径を、大腿囲は膝蓋上縁上10センチメートルの周囲径を図ってください。

(関節可動域測定参考図)

